

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示
 - 保険医療機関等の指定
 - 保険医等の登録
 - 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
 - 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
 - 国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの
 - 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示
 - 土地改良事業計画の適否の決定
 - 土地改良法による換地計画の適否の決定
 - 解除予定の保安林
 - 開発行為に関する工事の完了
 - 風俗営業等取締法による聴聞

告 示

鳥取県告示第六百八十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十四年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中西 医院	境港市上道町七三三十一	昭和五十四年八月六日
河瀬 歯科医院	鳥取市西町一丁目一〇三十一	昭和五十四年八月七日
社団法人鳥取県中部 歯科医師会 口腔衛生センター	倉吉市西町二、六九五	昭和五十四年八月一日
五臓田薬局岩倉店	鳥取市卯垣一三四一三	"
足立 歯科医院	境港市上道町一、九八九	"
有限会社 たむら 薬局	鳥取市西町三丁目三一	"
吉 成 薬 局	鳥取市吉成七七九一四一	"

鳥取県告示第六百八十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十四年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
瀬 口 敦 子	鳥齒第三八〇号	昭和五十四年七月二十四日
吉 澤 榮 一	鳥齒第三八一号	〃
松 本 美 八子	鳥薬第四〇七号	昭和五十四年七月二十五日
廣 瀬 奈 緒 美	鳥薬第四〇八号	昭和五十四年七月二十七日

鳥取県告示第六百八十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百

六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
足立齒科医院	境港市上道町一、九八九	昭和五十四年八月一日
有限会社 たむら薬局	鳥取市西町三丁目三一	〃
吉 成 薬 局	鳥取市吉成七七九一四一	〃

鳥取県告示第六百八十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
足立歯科医院	境港市上道町一、九八九	全国	昭和五十四年八月一日
有限会社 たむら薬局	鳥取市西町三丁目三一	"	"
吉成薬局	鳥取市吉成七七九一四一	"	"

鳥取県告示第六百九十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
瀬 口 敦 子	鳥国歯第三八〇号	昭和五十四年七月二十四日
吉 澤 榮 一	鳥国歯第三八一号	"
松 本 美 八子	鳥国薬第四〇七号	昭和五十四年七月二十五日
廣 瀬 奈 緒 美	鳥国薬第四〇八号	昭和五十四年七月二十七日

鳥取県告示第六百九十一号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九十九号)第三条第二項の規定により告示する。

昭和五十四年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

届出者の氏名又は名称	建物の名称	建物の所在地
国 頭 祐一郎	国 頭 家 具	西伯郡淀江町大字佐陀六八三―三
株式会社 マリヤ	マリヤ倉吉店	倉吉市明治町一、〇二一
協同組合浜村皆栄 ショッピング センター	浜村皆栄 ショッピング センター	気高郡気高町大字勝見字砂山 八四三―九四
有限会社 加 納	家具センター 加納	倉吉市大正町 〇七五―一三 〇七五―一九八 〇七六―一七六

鳥取県告示第六百九十二号

昭和五十四年七月十二日付けで大栄町から申請のあつた土地改良(鳥地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年八月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十三号

昭和五十四年七月二十六日付けで北条町から申請のあつた大野地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年八月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町菅澤字菅澤山九五九の四七、字鉢床ノ上二二七の五
保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地及び河川用地とするため

鳥取県告示第六百九十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年八月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年八月十七日 鳥取県指令受都計第二百五十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市河崎字長谷川東

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松江市白瀧本町一八番地

株式会社 山陰合同銀行

代表取締役 吉田雄三

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十七号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定に

より告示する。

昭和五十四年八月十四日

鳥取県公安委員会委員長 小 泉 順 三

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十四年八月二十三日午前十一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室（県庁本庁舎七階）

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市覚寺三二番地

株式会社みつかね
代表取締役社長 三宅金延

鳥取市吉成四五四番地の七 姜 錦 吉